



くらしのフレッシュ便

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

相談ファイル

美容医療の契約・施術前に、もう一度確認しましょう

《相談内容》

広告で見た脱毛クリニックで、1年間の全身レーザー脱毛コースを50万円で契約した。しかし、やはり高額なため、後日、クリニックに「クーリング・オフしたい」と申し出ると、「クリニックでの契約はクーリング・オフの対象外です」と言われた。(20歳代 女性)



クーリング・オフ
できない…?

《アドバイス》

平成28年の特定商取引法改正により、美容医療サービスについて、特定継続的役務提供の要件に該当する場合であれば、契約書面を受けとってから8日間は、クーリング・オフできるようになっています。相談者にはその旨を伝え、クーリング・オフ通知の書き方を助言しました。

クリニックを選ぶ際は、事前の情報収集をしっかりと！

特定のクリニックのホームページの内容のみで判断するのではなく、幅広く情報を集めるようにしましょう。広告の中には嘘や大げさな表現を含むものや、リスクに関する表記が不十分なものもあります。また、ビフォーアフター写真等で示される効果は、個人差があることの認識が必要です。

契約時には、契約書の内容をよく確認しましょう。

契約する際は、特にキャンセル料等、契約条件について確認することが大切です。また、効果だけではなくリスクについても納得がいくまで説明を求め、十分理解してから契約するようにしましょう。

問題がある勧誘をするクリニックとは契約しないようにしましょう

クリニックに行ったその当日に施術を勧めたり、本来は保険が適用される範囲であるのに高額な自由診療の施術を強く勧める等、問題がある勧誘を行うクリニックとは契約しないようにしましょう。特に、即日施術は、特定商取引法が適用されないため注意が必要です。

生活情報ファイル

突然破損した！？ 強化ガラス製鍋蓋の事故を防ぎましょう

強化ガラスは、普通のガラスに比べて高い強度を持っていますが、割れないガラスではありません。表面に付いた細かな傷がきっかけとなって、突然破損し、砕け散る危険があります。強化ガラス製鍋蓋を使用する際は、以下の点を守って、事故を防ぎましょう。



強化ガラス製鍋蓋を安全に使用するためのポイント

- 傷がつくような使い方は避けましょう
ガラスを傷つけるおそれのある研磨剤入りのスポンジや金属性のたわし、クレンザー等は使わないようにしましょう。また、高いところから落とす等の衝撃を与えないように注意しましょう。
- 急激な温度変化を与えないようにしましょう
鍋の大きさに合った蓋を使用し、鍋からずらして使ったり、コンロの火に近づけて置いたりするのは避けましょう。特に、急激に冷えると危険なため、高温の状態の水に入れたり、水を掛けたりすることは避け、鍋蓋を洗う時は十分冷えてからにしましょう。
- 傷や亀裂が入ったものは使用しないでください
強化ガラスは、一般的なガラスと違って、破損すると細片となって激しく飛び散ることがあります。傷や亀裂等が見つかった場合は直ちに使用をやめましょう。

試してみよう。消費者力！第3回（令和元年度）

Q.次の（ ）にあてはまる語句の組み合わせを選びなさい。

エステティックは提供期間が1ヵ月を超え、支払金額が5万円を超えるものについては特定商取引法の（ア）として規制されている。美容医療サービスも、2016年の法改正に伴い、定められた要件に該当した場合に適用を受けるが、（イ）は適用になっていない。

- 1.（ア）特定継続的役務提供（イ）脱毛
- 2.（ア）業務提供誘引販売（イ）脱毛
- 3.（ア）業務提供誘引販売（イ）豊胸手術
- 4.（ア）特定継続的役務提供（イ）豊胸手術

【第15回消費者力検定（平成30年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

消費者契約法が改正されました！

消費者契約法ってどんな法律？

消費者と事業者の間には、持っている情報の質や量、交渉力に格差があります。消費者契約法は、この格差を前提として、消費者の利益を守るために平成12年に制定されました。消費者契約について、不当な勧誘による契約の「取消し」と不当な契約条項の「無効」等を定めています。

○対象：消費者が事業者とした契約であれば、労働契約以外のあらゆる契約が対象



消費者（個人）

消費者契約



事業者

平成30年の改正のポイント（一部を抜粋） 取り消しうる不当な勧誘行為の新設

就職セミナー商法等（不安をあおる告知）

（例）就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と勧誘。

デート商法等（好意の感情の不当な利用）

（例）SNSで知り合った男性と何度か連絡をして好きになった。宝石展示場に誘われて行ったところ、「買ってくれないと関係を続けられない」と男性から言われて契約。

高齢者等が不安をあおられる

（判断力の低下の不当な利用）

（例）加齢により判断力が低下した消費者に対し、「投資用マンションを買わなければ、定期収入がなく今のような生活を送ることは困難」と告げて勧誘。

さらに詳しい情報は、
消費者庁のウェブサイトをご覧ください

無効となる不当な条項の新設・追加

（新設）成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項

（例）「借借人が、後見開始の審判を受けた時は、借借人は直ちに本契約を解除できる。」という条項

（追加）事業者は責任を負わないとする条項について、事業者が、責任の有無や限度を自ら決定するもの

（例）「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負うものとします」という条項

「試してみよう。消費者力！第3回」解答と解説⇒（正解－4）提供期間が1ヵ月を超え、支払金額が5万円を超えるエステティックは特定商取引法の特定継続的役務提供取引として規制されている。美容医療サービスは、2016年の法改正で追加された。特定商取引法省令に定められた要件に該当した場合に適用を受ける。脂肪吸引、豊胸手術、二重まぶた手術等は適用がない。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。